

沖縄県保健所運営協議会設置条例

昭和48年3月29日
条例第36号

改正 平成6年10月20日条例第35号

平成23年10月21日条例第38号

沖縄県保健所運営協議会条例をここに公布する。

沖縄県保健所運営協議会設置条例

題名改正〔平成23年条例38号〕

(設置)

第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条の規定に基づき、保健所に、運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

全部改正〔平成23年条例38号〕

(名称)

第2条 協議会の名称は、その協議会の置かれた保健所の名称を冠する。

(担任する事務)

第3条 協議会は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

追加〔平成23年条例38号〕

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市町村、関係行政機関、医療関係団体及び福祉関係団体の代表者又は職員、学校保健関係者、職域保健関係者、保健所の利用者、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、知事が任命する。

追加〔平成23年条例38号〕

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成23年条例38号〕

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を行なう。

一部改正〔平成23年条例38号〕

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

一部改正〔平成23年条例38号〕

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、その協議会の置かれた保健所において処理する。

一部改正〔平成23年条例38号〕

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成23年条例38号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年10月20日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年10月21日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。